

ダム・発電関係市町村全国協議会の概要

1. 設立日 平成19年11月26日

ダム所在市町村全国協議会（ダムに対する国有資産等所在市町村交付金制度の実現などダム税制の実現を目指して昭和44年に設立）と発電関係市町村全国協議会（既設発電施設所在市町村の財政対策の確立を目途に昭和53年に設立）が統合、設立した。

2. 目的

水源地域及び電源地域が担う公益的機能に鑑み、関係市町村に対する適切な行財政措置の確立をはかるとともに、水源開発、電源開発、その他関係施設が所在することによる諸問題の解決を促進して、関係市町村の振興・発展をはかることを目的とする。

3. 会員数：564市町村（平成21年11月末日現在）

4. 役員：別添参照

5. 平成21年度の主な活動

平成22年度末で期限切れを迎える電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）の継続・延長に向けた活動方針等を決定するとともに、「ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する要望」を取りまとめ、要請活動を実施した。

また、電源立地地域対策交付金が行政刷新会議における事業仕分けの対象となつたため、関係市町村の主要な財源となっていることを踏まえ、要求通り措置する旨の運動を行つた。

会長・副会長・常任理事・監事名簿

(平成21年11月末日現在)

会長　辻　一　幸　(山梨県早川町長)

副会長　小　林　三　喜　男　(新潟県津南町長)

"　更　谷　慈　禧　(奈良県十津川村長)

"　吉　田　秀　光　(鳥取県三朝町長)

常任理事　浜　田　正　利　(北海道新得町長)

"　河　村　文　夫　(東京都奥多摩町長)

"　魚　津　・　一　(富山县朝日町長)

"　熊　谷　卓　也　(愛知県豊根村長)

"　三　好　幹　二　(愛媛県西予市長)

"　長　嶺　興　也　(熊本県美里町長)

監事　石　岡　鍊　一　郎　(秋田県藤里町長)

"　谷　口　尚　(岐阜県白川村長)

"　田　口　晃　(宮崎県木城町長)

全国町村長大会

意 見

平成 21 年 11 月 18 日

全国町村会

26. エネルギー対策の推進

(経済産業省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)

最近のエネルギー需要、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題などを踏まえ、エネルギー自給率の向上や温室効果ガスの排出量削減に向け、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策などエネルギー安定供給体制の確立を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 新エネルギーの開発・導入の推進

エネルギーセキュリティーの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1,000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。

2. 電源立地地域対策交付金制度の充実・延長

(1) クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

(2) 平成22年度をもって多くの関係市町村で交付期間の期限を迎える水力

発電施設周辺地域交付金相当部分については、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることを考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。

(3) 水力発電と原子力発電との間に大きな格差があるので、再生可能エネルギーとしての水力発電の役割を十分考慮し、その格差是正を行うこと。

3. 原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制（内閣府に独立した機関設立）や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て推進すること。

4. 環境影響評価の推進

道路、ダム等の大規模事業を対象に、検討段階から複数案での環境面の比較評価を行い事業計画に反映させる「戦略的環境アセスメント」について、発電所を対象事業とすること。

5. 省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・学・官の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

6. 石油の価格安定及び安定供給対策の推進

石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。